三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号、第十七号の九、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円
第十七号の二、第十七号の十、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の三、第十七号の十一、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第十七号の四、第十七号の十二及び第二十七号	二十七万円
第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の二	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号の二、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円
第十七号の三、第二十一号及び第二十五号	二十七万円
第十七号の四、第二十二号及び第二十六号	二十七万円
第十七号の五及び第二十七号	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第四条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（許可の対象となる行為）	（許可の対象となる行為）
第一条　道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車について行われるものを除く。）とする。	**第一条**　道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車について行われるものを除く。）とする。
2・3　（略）	2・3　（略）
（許可の手続）	（許可の手続）
第二条　法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。	**第二条**　法第九十九条の三第一項の許可（第四条第一項各号及び第五条第三号を除き、以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。
2　（略）	2　（略）
3　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。	3　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することを証する書面	二　申請者の能力が第四条第一項各号に定める基準に適合することを証する書面
4～8　（略）	4～8　（略）